

指定給水装置工事事業者の皆様へ

令和元年10月 1 日より指定給水装置工事事業者制度は 5 年
毎の更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 1 0 月 1 日に施行されました。

○指定の有効期間が従来の無期限から、更新申請完了後 **5 年間**となります。

※現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

(下表参照)

指定を受けた年月日	初回更新までの有効期限
平成10年 4 月1日～平成11年3月31日	令和2年 9 月29日まで
平成11年 4 月1日～平成15年3月31日	令和3年 9 月29日まで
平成15年 4 月1日～平成19年3月31日	令和4年 9 月29日まで
平成19年 4 月1日～平成25年3月31日	令和5年 9 月29日まで
平成25年 4 月1日～令和元年9月30日	令和6年 9 月29日まで

※更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、[事前に郵送にて通知](#)
[いたします。](#)なお、不着等による再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第 2 5 条の 3 の 2 (指定の更新) に準拠

①給水装置工事主任技術者の選任

②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

③水道法第25条の3第1項第3号で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

・様式第1号及び第2号

・機械器具調書

・定款若しくは寄付行為の写し（法人）

・登記簿謄本（法人）または住民票（個人）※申請日から3ヶ月以内のもの

・選任する給水装置工事主任技術者免状の写し

●指定更新手数料

・1件につき、10,000 円

●指定更新申請時に、以下4項目の確認を行います

①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、対応工事等）

③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

④配管技能者の配置状況

更新申請についてのお問い合わせ

八匠水道企業団 業務班 TEL：0479-73-3171

